

平成20年7月15日

三菱自動車工業(株)虚偽報告事案の控訴審判決に関する 自動車交通局長コメント

平成14年1月に横浜市で発生した三菱自動車製大型車のハブ破損事故に関連して、本日、東京高等裁判所において、道路運送車両法に係る虚偽報告事案に関する控訴審判決が言い渡されました。

本事案は、平成16年5月6日に国土交通省から神奈川県警察本部に告発したものであり、平成18年12月13日の横浜簡易裁判所の原判決においては、被告が国土交通省の担当者から説明を求められ、虚偽の説明を行ったことは事実認定されたものの、道路運送車両法に基づく国土交通大臣からの報告要求が存在したとは証拠上認められないとされ、無罪判決が出されました。

本日の東京高等裁判所の控訴審判決では、これまでの国の主張のとおり、被告が道路運送車両法に基づく国土交通大臣からの報告要求に対し虚偽の報告を行ったことが認められ有罪判決となったものであり、妥当なものと考えております。

国土交通省としては、本事案を踏まえて実施している、情報収集体制の強化、監査の強化、技術的検証体制の強化といった再発防止対策を引き続き強力に推進し、リコールの適切な実施に努めていくこととしております。